

令和8年
4月1日
施行

道路交通法一部改正のポイント

準中型・普通仮免許等の
年齢要件が**17歳6か月**に！



もう進学・就職前に困らない♪

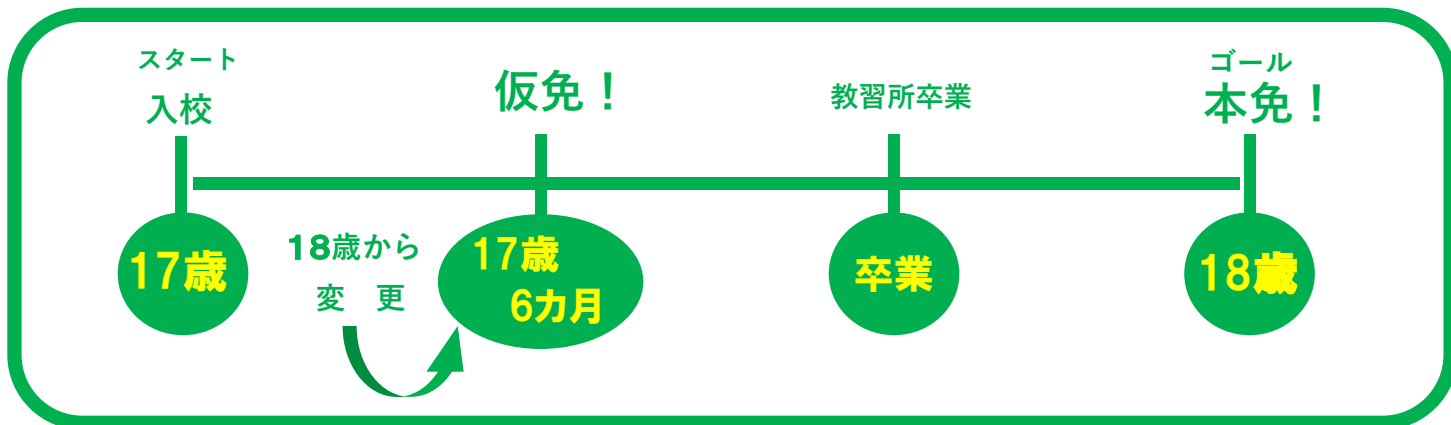
普通・準中型仮免許の年齢要件が、
18歳から【17歳6カ月】に引き下げに

普通・準中型自動車仮免許の取得と、普通・準中型自動車免許の運転免許試験を受けることができる**年齢が引き下げられる**ことにより、早生まれの高校生等も、進学や就職前に普通免許等を取得しやすくなります。

※自動車学校を卒業後、満18歳未満でも運転免許試験場での学科試験は受験可能ですが、
学科試験合格後免許証の受け取りは18歳の誕生日以降です。

令和8年4月以降からの免許取得までの流れ

17歳からでも1段階の学科教習と技能教習は受講することができます♪



免許取得までの期間を有効に使っていきましょう！

●普通車(一種,二種) ●大型車(一種,二種) ●中型車(一種) ●準中型車 ●自動二輪車 ●大型特殊車 ●牽引車 ●各種講習

未来へ向かって走り続ける 気仙沼ちゅうおう自動車学校



気仙沼市松崎下金取6 1 番地 TEL:0226-22-0124

お問合せ・資料請求はこちらからでもできます→

